

講演

最高裁判所判事になったマチ弁の随想

山 浦 善 樹*

[山浦善樹先生講演会の趣旨説明]

以下に掲載するのは、2016年10月19日に行われた山浦善樹先生の講演会「法の巷の優良タクシー運転手として」を文字起こししたものである。山浦先生は——講演でも紹介されているが——1946年に長野県上田市で出生され、一橋大学法学部をご卒業の後、一度は銀行に就職したものの退職して司法試験受験を志された。合格後は弁護士として活躍される傍ら、司法研修所教官・司法試験考查委員等を務められ、また、中央大学など複数の法科大学院でも教鞭をとられていたが、2012年に最高裁判所判事に任命され、2016年7月に定年で退官されて弁護士としての活動を再開されたところである。そこで、この機会に、一橋大学の卒業生であるという縁を頼りに、法科大学院の現役学生を対象とした講演会を依頼した次第である。

もっとも、山浦先生に講演を依頼したのは、単に、一橋大学出身の最高裁判事であるという理由だけではない。近時、一橋大学法科大学院では、法曹としての多様なライフスタイルを考える取組みをしている。法曹としての生きざまにもさまざまなスタイルがあり、また、生活者として豊富な人生経験を重ねることが法曹としての仕事にもフィードバックされることを示して現役学生への励みとし、さらに、人間としての生き方を反映できる点に法曹という職業の魅力があることを伝えようとする試みである。この取組みはまだ始まったばかりであるが、山浦

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第16巻第1号 2017年3月 ISSN 1347-0388

※ 弁護士（東京弁護士会所属）

先生のご経歴やお人柄などを知るにつれ、この企画の一環として講演をお願いするのに最適の人物であると衆議一決して依頼したところ、快くお受け頂けることができた。当日は、講演の内容が素晴らしかったことは無論のこと、山浦先生の人品や独特の存在感も相俟って、大きな感銘を受ける講演会となった。講演会後の佐野書院での懇親会、さらに、喫茶店に移動しての懇談と、長時間に渡り山浦先生には大変な負担をかけることとなってしまったが、参加者には大変意義深い体験であった。この場を借りて、山浦先生に改めて感謝の意を表したいと思う。以下のご講演記録によって、当日の雰囲気的一端なりとも読者に伝われば幸いである。

一橋大学法科大学院長 滝沢昌彦

- I はじめに～学生時代～
- II 銀行員を辞めてヒモの生活からマチ弁に
- III マチ弁から最高裁判所裁判官に
- IV 最高裁判官の就任が決まって
- V 最高裁判所での仕事
- VI 日本の将来の裁判
- VII 最後のスピーチ～最高裁判事は良かったかそれとも後悔か～
- VIII 最後に 法の巷の優良タクシー運転手について

I はじめに～学生時代～

山浦です。今日は、法律それ自体の説明ではなく、私自身の個人的な経験などを語りながら、こういう人がなぜ弁護士や裁判官になったのか、そして弁護士や裁判官が普段どのようなことを考えて仕事をしているか、皆さんの勉強や法律家としての生き方の参考になれば……と考えております。そのため相当に個人的なことを話したり、あちこち脱線もしますが、そこは適当に端折ってお聞きいただきたいと思います。また話しの流れがあるので、法律の詳しい説明や理論的な部分には入りませんので、ご了解戴きたいと思います。

はじめに私が学生だった頃がどんな時代だったのかお話しします。私は昭和40

年（1965年）に一橋大学法学部に入学しましたが、高校時代（長野県上田高校）までは、人見知りの激しい引っ込み思案でしたのでその性格を矯正しなければという思いで、意識して生徒会長にも立候補し、サークル活動（新聞部）も熱心に行いました。新聞部の学園祭の発表テーマはEEC、中ソ論争、東西冷戦などでした。大学に進学したころベトナム戦争が非常に激しくなり、戦争反対の学生運動は日本だけでなく世界中で行われていました。当時のアメリカ合衆国は徴兵制でしたから、アメリカの若者は六法全書を捨てて銃を持ってベトナム戦争に行かざるをえない、そういう時代でした。一橋大学でも教授を含め多くの学生がベトナム戦争反対の学内デモや国立市内デモなどに参加しました。小平キャンパスから国立へ行くバスでとなりの席に座った語学の先生と一緒にデモに行ったことを憶えています。アメリカでも有名人でいうとビル・クリントン（元大統領）（私と同じ年です）も反戦運動に参加したといわれています¹⁾。

ところで、学生が書物を捨てて戦争に行くというのは何もベトナム戦争のときだけではなくありません。日本では、昭和18年（1943年）の学徒動員でもそうです。雨の日に神宮外苑で大学生が行進している映像を、皆さんは白黒のビデオで見ることがあるかもしれません²⁾。この学徒出陣壮行会で、東條英機首相は、大学生を前にして……君たち、頑張って、お国のために命を捨ててこい……という趣旨の檄をとばすと、大学生は「そうだ！」と決起し「紅の血は燃ゆ」を歌ったのです。それまで大学生は徴兵を猶予されていましたが、閣議決定で猶予が取り消されたのです。後に「ニュース映画の冒頭に出てくるような破目にあった」とおっしゃった三ヶ月章先生³⁾たちも、当時は、六法全書を捨てて銃をとろう、お国がこんな状態なのに学生だけが特権にあぐらをかいて本を読んでいる場合ではないと思ったそうです。昭和16年がパールハーバーの年ですから、昭和18年という

-
- 1) バーニー・サンダース（米大統領民主党候補に立候補した上院議員）もシカゴ大学時代にベトナム反戦運動をしていたといわれています。もっともブッシュ・ジュニアやドナルド・トランプも私と同じ年ですが、彼らがそのような活動をしたということは聞いておりません。ベトナム戦争反戦派のロバート・ケネディは私が大学4年生のとき（1968年）暗殺されました。
 - 2) 昭和18年10月21日、全国70校以上の大学から集まった大学生約5万人以上が、制服制帽にゲートルという姿で三八式歩兵銃を担いで東條英機首相の閲兵を受ける約2万人余の学徒兵を見守った（日本ニュース177号）。

ともう敗色濃厚でしたが、学生も召集令状（いわゆる赤紙）を受けて兵役につき、そのため二度と六法全書を手にすることなく戦死した若者が多数いました。

私たちの学生時代はちょうどベトナム戦争のときでしたが、私は戦争反対の学生運動と、家からの仕送りは一銭もないので生活費稼ぎのアルバイトが半々で、大学の講義にもほとんど出ておらず、成績は可と不可しかありませんでした。1号館の2階で憲法の授業があり、そこで試験をやるということは聞いていたけれども、一度も授業に出ていなかったので試験のときに場所がわからないで焦った……こういう夢を今でもよく見ます（笑）。

私たちが卒業した後は雰囲気が一変したといわれていますが、私たちの時代は一橋大学に入って法学の勉強をするのはちょっと変わり者とみられていました。伝統的に商・経から成る学校の法学部にわざわざ来て、君何をやるの？ ということでした。しかも就職活動をすれば、私みたいに学生運動ばかりで勉強をろくにしない人でも無試験で三菱銀行に入ってしまうぐらい経済が右肩上がりの時代でした。そのころ一橋寮や中和寮でマージャンが流行していましたが、メンツが足りないとき、「あ、あいつはたしか司法試験をやっている」（アルバイトやデートに行かず部屋で勉強しているから）ということで、呼ばれ、仕方なしに麻雀に参加させられた人もいます（笑）。とても勉強をするという雰囲気ではありませんでした。

当時は貧乏学生が大勢いましたが、私も仕送りがなかったので大学にはほとんど行かずアイスクリーム工場、出版社、魚河岸の警備などいろいろなアルバイトをしました。その中で思い出に残るのは米軍立川基地で働いたことです。大江健三郎の小説『死者の奢り』（1957年）に死体を運ぶアルバイトが出て来ますが、そんなイメージをもって基地に通いました。しかし私は死体までは見ていません。立川基地は米国本土からベトナムに行く兵隊とベトナムから本国に戻る兵隊の中継の輸送基地でしたので、私はアメリカ兵の荷物整理のアルバイトをしたのです。

3) ニュース映画には当時東大生の三ヶ月先生が壮行会の行進の先頭で指揮刀を持って真っ先に行進しているお姿が写っている。三ヶ月章「もとより生還を期せずの時代」（『一法学徒の歩み』有斐閣2005年25頁）。東京商科大学（一橋大）は東大の次に行進した（奥村芳太郎『学徒兵の青春』角川書店1993年94頁）

ベトナム戦争に反対しながら米軍基地で働くのはおかしいんじゃないかとも言われましたが、こちらも生活がかかっています。米兵の中には、本当は六法全書を手に法律の勉強をしていたはずのロースタールの学生が徴兵制のため本意ながら遠くアジアまで戦争に来た、自分と同じ年齢の黒人兵が命をとどめてアメリカに帰れる、そして日本の土産にといっておみやげの高性能のオープンデッキなどを買って、それを、分厚く包帯を巻いていても弾薬の臭いが残っている両手で大事に抱えて帰る、彼に残されているのは命とこれしかないという感じで帰国するので、私は心を込めて彼の荷物を丁寧に梱包しました。今にしてみれば、彼らは三ヶ月先生たちと同じようにいわば学徒出陣でベトナムに送り込まれた兵士だったのです。

II 銀行員を辞めてヒモの生活からマチ弁に

1 原点～お気の毒にな弁護士～

そんなわけで、大学時代は食いつなぐことでいっばいで、法律に限らず勉強はなにもしておりません。卒業論文は「法律学懐疑論」というタイトルにして、法学者や裁判官は法の解釈とか判例研究をしているが、結論は人生観やパーソナリティによって最初に決まっているにも拘わらず、正当化するために後から色々な理屈を付ける学問だというような趣旨でしたが、後でゼミの先生から「君はもう少し勉強をすればよかったね」とひとこと言われただけでした。

卒業して三菱銀行に就職したのですが社風に合わないような気がして1年で辞めました⁴⁾。近所の民生委員から無職証明書をもらって半年前に結婚した妻の被扶養者になり、この頃、友達からはヒモのような生活だと冷やかされました。新

4) 大学4年の夏、東京駅の前にあった銀行に飛び込んで人事課に行き、就職希望を伝えるとほぼ即時に入社が決まり、それが三菱銀行だったのです。入社してみると、銀行というところはお金持ちかそうでないかで、その人の価値を判断するという点で違和感をもちましたが、それより、むかしから「組織の三菱」と言われていましたが、入行したら組織の中に埋まり、何もしなくても支店長になれるがどんなにがんばっても支店長どまりという生き方を教えられました。そしてこれが自分に向いていないと思い1年で辞めてしまいました。

聞広告で就職先を探したがどこにも採用されず、大学院にでもと思ってゼミの先生に相談したのですが大学時代の成績があまりにも悪いので、それも断られました。あれこれするうちに4か月も過ぎ、しかたがないので国家試験を目指すことにしたのですが、会計士、税理士、弁理士、司法書士は書式や計算などの実務が試験科目にあるのであらかじめ、いわゆる一行問題（……を論ぜよという問題）だけの試験は司法試験だけだったので、これなら合格する可能性がある（ないとはいえない）と気づきました。それから日曜日に近くの銭湯に行く以外は外出せず6畳一間のアパートで独学という生活でした。24歳になって基礎から始めたので、最初はさっぱりわかりません。受験新報の通信の部に入れてもらい、1週間かけて書き上げた答案練習を出すと、「君の答案は時間制限内に解いていないから採点しない」といわれたこともありました。妻の預金と給料だけで生活するわけですから、かかっても3年まで⁵⁾だとハラを決めて猛烈な受験勉強を始めました⁶⁾。あとで振り返ってみるとその時期が私にとっての法律勉強適齢期⁷⁾だったのです。

そんな情況で1回で受かったわけですから、自分自身もビックリ、喜んで田舎に帰りました。父は出稼ぎ、母は女工という貧しい家でしたから、高校時代までそこの小さな山寺で勉強させてもらいました。いわば父の代わりだった和尚に「受かりましたよ。やったでしょう」と言うと、和尚はお茶を淹れながら、ひとこと「それは……お気の毒に」と言ったのです。私としては、頑張ったね、苦勞したね、とかいう話が来ると思っていたら、「お気の毒に」とだけ言われ、訳が分からなくなり、それ以上の話はできませんでした。

それから弁護士登録してもずっとその意味を考えてきました。この言葉が私の法律家としての原点です。もっともその意味を理解したのは大分後のことでした。

5) 当時の司法試験の合格率は2.5%ぐらい、合格者の平均年齢は28歳ぐらいで、卒業後5年程度の受験勉強をしていたことを知っていたが、それは経済的にとてもできない状態だった。

6) この頃の生活については、一橋マーキュリー（西川隆尋＝佐々木俊明）「一橋マーキュリー16号」（1987年）36頁参照。

7) 法律勉強適齢期という言葉は、米倉明『法科大学院雑記帳』日本加除出版2007年171頁で教えられた。

阿部三郎法律事務所に就職したときにはまだこの言葉の意味を理解していませんでしたから、弁護士になって数年は、若手の腕のいい弁護士という評価を得るために、会社事件、倒産事件、企業法務とかなりいろんなことを相当やりました。しかしいろいろな事件を担当するうちに、企業利益やお金儲けの事件ばかりで、弁護士はその分け前をもらうようなもので何か違和感をもつようになり、私の人生、このままでいいのかな？ と感ずるようになりました⁸⁾。そして少しずつ、あのととき和尚が言った意味は「今までは、成績がよければ学校の先生も褒める、両親もうちの子は成績がいいから勉強すれば何かの試験に合格し資格も取れると期待するだろう。自分もその気になって勉強したら資格が取れ、有頂天になって自分の人生が開かれ、幸福になれると思うだろう。しかし、司法試験合格というのは特殊で、自分だけの幸せな人生を送るためにこの資格が与えられたのではない。むしろ法律という武器を持たない人たちのために身を粉にして働くという、これまでとは違った人生になるのだ、まことにお気の毒に」ということだと分かるようになりました。私はあのととき（司法試験合格の瞬間）に、そういう人生を選んだのだ、それが「お気の毒」の意味だと理解でき、それまで学生運動、米軍基地でのアルバイト、妻のヒモ、そして企業法務に強い弁護士の夢などいろいろありましたが、それとは違ったこれからの自分の生き方が見えてきたような気になりました。「お気の毒」というのは、意表を突いた言葉ですが、対人援助に専念する弁護士に対する暖かい気持ちや人間味あふれる支援の気持が含まれており、禪寺の和尚の表現が実にみごとです。

それから何十年、口では「お気の毒な弁護士」と言ってみても、実際には、なかなか実現できない毎日が続き、迷いながら、それに近づくように努力することに生き甲斐を感じてやってきたところです。

8) このころ、和尚からヘルマン・ヘッセの『シッダールタ』の文庫本（高橋健二訳、新潮文庫 1971年）を戴いたことも、私の人生に大きな意味がありました。シッダールタは仏の道を選ぶのですが、私が選んだ道は法の道です。身を粉にして法に仕える、あるいは正義のため、平和を取り戻すために頑張るということです。シッダールタが「考えることができる」「断食ができる」「待つことができる」ことについて語る部分（63頁から65頁）は、弁護士の在るべき生き方を的確に表現しています。

2 無医村の医者や赤ひげの生き方

この「お気の毒」の理解に関係するいくつかの伏線がありました。私の岳父は終戦後朝鮮半島から引揚げ、長野県の小さな村の診療所の医師として人生の再スタートをしました。昔は往診が多かったので、真夜中に愛用の古いスクーターに乗って山奥まで行って治療にあたることもあり、夜が明ける頃にはスクーターで家に帰ってくる。妻が言うには、朝起きたらスクーターの荷台に泥の付いた大根があって、それをみんなで食べた記憶があるそうです。それが診察料の代わりだったのです。

私は無医村の医者とお気の毒な弁護士の姿が頭の中で混ざってくると、企業法務だ金融法務だと、分け前をもらうために、銀行員時代と同じようにお金の有り無しで人の価値を判断する毎日を送っている自分の姿に疑問を感じたのです。弁護士登録5年から10年（30歳から35歳）ぐらいの間のことです。私はこのままでよいのだろうか……。

さらに『赤ひげ』⁹⁾の話です。この本の中で、私がいちばん好きな場面ですが、長崎でオランダ医学を学んだ若い医者が自分のノートについて「私がこれを持っていればいずれ江戸で一番の名医になれる、御殿医として江戸城に登ることも間違いない。それなのに何であなたに見せるのか。私はそのために苦勞して蘭方医学を学んだのだ」と言うのですが、そうすると、赤ひげは「何を言ってるんだ。全部出しなさい」と言います。その若い医者は仕方なくノートを渡すのですが、1か月後、赤ひげはそれを全部写し取って、若い医者に返します。そして赤ひげは、「悪いけど、これは君の財産ではない。江戸の市民の病気を治すための大事な情報だから、写させてもらって、俺はそれを使って市民を治す。」と言うのです。その若い医者は、それまでの間にいろいろ苦勞して成長しており、「申しわけありません。私はこれがあれば江戸に帰って出世できると思って欣喜雀躍していたが、大間違いしていました」と反省するのですが、このシーンもやはり「お気の毒」と同じ含意があります。

2002年、私はシカゴ大学大学院の卒業式に参列する機会がありました。その

9) 山本周五郎『赤ひげ診療譚』新潮文庫昭和39年（とくに26頁、213頁）。

ときに、学長が「ここで学んだことは、自分の出世や会社の利益追求だけのために使ってはならない。君たちが習得した学問と知恵の全てはアメリカ市民の財産だということを忘れないように、特に MBA とロースクールの卒業生には強く念を押しおきたい」と言ったら、会場は笑いに包まれました。それだけ MBA とロースクールの学生が勘違いして勉強していることに、学長がくぎを刺したわけです。そのとき、「赤ひげ」とシカゴ大学の学長は同じことを言っているなど思ったわけです。これは先ほどの「お気の毒な弁護士」や無医村で働く医師の話と重なってきませんか。

Ⅲ マチ弁から最高裁判所裁判官に

1 お気の毒な弁護士がなぜ裁判官になれたのか

このように、私は、どちらかといえば学生時代からアウトサイダーに属するといわれても仕方ないような生活をし、しかも法律の勉強はほとんどしてないのにどうしてこんなふうになってしまったのかということを、次にお話しします。

最初の10年間は、先ほどのように、阿部三郎という懐の大きい先生のもとで自由に仕事をさせてもらいましたが、お気の毒な弁護士を目指して37歳で独立し、池袋西口の小さな事務所を借りて、1人でこつこつ弁護士事務所を始めた、これが私のスタートでした。

1人弁護士1人事務員（司法試験受験生）という最小のユニットですから、訴訟や供託、登記、納税に関する仕事だけではなく地域との交流、営業活動、コピー、封筒書き、掃除など法律事務所の雑務まで全てを1人でやりました。もちろんこれは自分にとって貴重な経験であり、勉強にもなりました。また事件は民事が中心でしたから、民事執行法、民事保全法などの新法制定や法改正のときは猛烈に勉強しました。民事訴訟法改正の機運は平成3年頃からですが、このときに初めて本格的に民訴法の勉強をし、それから約20年間、民事裁判実務の改善や工夫に力を入れました。大学では民訴法の単位もとらず、独学で司法試験を受けた程度なのですが、それでも継続して勉強し、しかも法改正のときは特に詳しく勉強したのが良かったと思います。そして機会があれば積極的に手を挙げ、司法

研修所の所付を経て、民事弁護教官、民事訴訟法学会、司法試験委員、ロースクールなどで大勢の裁判官、研究者との勉強の機会に恵まれたと思います。また、法廷では、受任した事件ひとつ一つの審理を通じて、裁判官から釈明などの方法によって事件に対するいろいろな角度からの指導して貰ったと思います。もともと1人弁護士の法律事務所には相談相手はおりませんし、事務所は都心ではないので弁護士会の図書館に行くにも時間が掛かりますので、事務所にある書物だけが頼りです。分からなければ本を買うしかなく書籍がたまる一方でした。たまに行く法廷では判例タイムズなどで名前を見たことがある裁判官が、その法廷にいるのですからこれはもの凄いで、私には絶好のチャンスです。裁判官の一言一句を聞き漏らさぬように注意をし、釈明を受けると全力投球でその意図を考えて主張や立証活動を検討するということの繰り返しです。自分の考えを言い、裁判官の意図が分からなければ質問をするという姿勢を繰り返したことが、大勢の裁判官から真面目な弁護士という評価を受けたと思います。

民事訴訟法や民法の研究者にも色々と教えて貰いました。新しい教科書や論文が出版されたらすぐ買って読む（熟読でなくとも良い）。私は、ゴルフも旅行もせず、酒も飲まない、自家用車も買わず、結局、買ったのは本だけの人生でした。税務署の職員が私の税務申告書を見て、交際費がこんなに少ない弁護士は珍しいというので、いや、知り合いの研究者や裁判官の本を買うことが交際費です（笑）と説明したことがあります。

このような繰り返しを20年間も続ければ、大学では可・不可、民訴法の単位をとらなくてもある程度のことはできるようになるのです。とにかく独学のハンディを矯正するためこつこつ勉強しました。私の「法律勉強適齢期」は銀行を辞めた24歳から相当長い間続いた（正確にいうと「まだ続いている」）ように思います。

2 弁護士が最高裁判所裁判官になるには

さて、一橋大学の先輩では松本正雄さんが最高裁判所裁判官になっていますが、明治35年生まれ、大正15年に東京商科大学を卒業しています。退官後も平成8年にお亡くなりになるまで元気に弁護士として活躍されていました。一橋大学に

はほかにも立派な先輩がたくさんおられます。しかし、私が最高裁の裁判官になったのは本当に偶然の積み重ねでした。最高裁の裁判官は、弁護士の場合は弁護士会の会長などそれなりの名を遂げた人たちがもう一步上る階段です（正確にいうと「でした」）。しかし私は弁護士会の会長・副会長のポストなどというものには全く興味がありませんでした。弁護士会の役員は重要な仕事をしていますが、私の関心事ではありません。もちろん銀行を辞めた私は、組織であることは同じだと考えて裁判官や検察官にもなるつもりもありませんでした。

弁護士会も古い体質の組織でしたから、もし階段を上っていこうとするならば、やはり同じ。雑巾がけとよく言いますが、派閥の会合では先輩に対してお酌をして回り、選挙になると若い弁護士が走り回って票集めをし、派閥のボスが「山浦君！ 頑張っているな、じゃあ次は君にも良いポストをあげよう」というシステムで成り立っているわけです。このように雑巾がけを続けてやっていると会長、副会長、更には日弁連の役員になれるようです。しかし私はそういうことがイヤで銀行を辞めたのです。私の関心事はお気の毒な弁護士になることでしたから、マチ弁として小さな事件をやりながら徐々に民事裁判の実務改善と司法試験・司法研修所・ロースクールなどの機会に若い弁護士や学生に、弁護士の仕事と生活、その表と裏の実態を伝えることに移っていきました。

3 最高裁判事に立候補したのは偶然の成り行き

最高裁裁判官は任期が何年ということではなく、満70歳になったらそこで終わり、前任者が70歳になったらすぐに後任者が就任するというシステムです。ある人が最高裁裁判官になった瞬間に、その人がいつ70歳になるかは誰にでもわかります。そうすると、優秀な弁護士とか、何かを考えている人は、あの裁判官は何年何月何日が誕生日だから退官する、そして、その次に退官するのは彼で、そのまた次は彼だと、みんな分かっているわけです。そこで現職裁判官の70歳の誕生日から逆算して2、3年前から、その席を競って人選活動がスタートします。単位会、日弁連そして最高裁、それから内閣という順番で、徐々に絞られていくのですが、これだけでも1年以上かかるんです。

しかし私は最高裁判事になるつもりはまったくありませんでした。もし少して

もそういう気持があれば、東京弁護士会や日弁連から推薦を貰うため、普段から弁護士会での活動に汗をかいていたはずですがそういうことはしていません。私が就任することに決まったとき、ロースクールの学生が異口同音に「えっ、うっそー」といったと聞いています。これは私の講義はいつも脱線ばかりだったという感想のほかに、マチ弁の私にはそのような仕事をするというような雰囲気は全くなかったという趣旨だと理解しています。

平成24年3月1日には宮川光治さん（元最高裁判所裁判官）が70歳になられるので裁判官の席があきます。宮川先生が退官する1年少し前に「立候補する方は誰かいませんか」と東京弁護士会で公募があったそうですが、私はマチ弁として、それも群から少し離れたお気の毒な弁護士として、ひとり、対人援助業に明け暮れていましたから、そういうことに興味がなく、全然知りませんでした。ある日、ロースクールの期末試験の準備のため事務所で残業をしていたら、夜9時ごろに親しい弁護士から電話が来て「宮川さんの後任に東弁では誰も立候補しないようだ、おまえ出ないか」と言うので、「え！ 誰も出ないの、それじゃあもったいない、僕が出るよ」と、その場で決めました。その夜のうちに派閥の弁護士に「どうやったら立候補できるの」と聞いたら「いや、もう今年は適任者がいないので推薦しないことになっていますから、あしからず、ご自分でやってください」という返事でした。派閥の推薦がなくても7人の推薦人があればいいということだったので、親しい人や、僕は司法研修所の教え子がいっぱいいますから（笑）、すぐ7人集めて立候補届出の締切りの当日に提出しました。そのあとは3月に東弁、10月には日弁連の推薦があり、翌年1月に閣議決定があり、3月1日に就任したのです。

今から考えると、あの日に事務所で残業をしていなければ、そしてあの電話がなければ、おそらく私は裁判官になっていませんでした。そして、その日のうちに決断して手を挙げなければ何も起きませんでした。全てが偶然です。

4 法律事務所を閉鎖し、弁護士登録を取り消す

閣議決定が出る前の1年間は大変でした。私の場合は一人弁護士の事務所だったので、私が裁判官になるということは弁護士を辞め、事務所を畳むということ

を意味します。私がイツ弁を雇って、細々でもいいからこの法律事務所を残しておいて、4年してまた帰ってくるという方法なら、お客さんはそのまま残しておけます。しかし片方で法律事務所を残しながら、将来その法律事務所に戻ってくることを予定してほかの弁護士に訴訟や顧問を任せて最高裁に行き、退官後、またその法律事務所に戻るといえるのでは、裁判官としての公平性や公平らしさに傷がつきますから最高裁判所裁判官としては失格ですよ。法に仕える者として、一つひとつの事件については勿論、世の中の紛争や事件、関係者、顧問会社とは一切、縁を切るという形で、完全に事務所を畳まなければなりません。そういう意味で、もし任命されたならば、その瞬間に、私が喪主になり、弁護士としての個人と山浦法律事務所の2つの葬儀（笑）をしなければならないのです。

この1年の間、依頼者との関係では、「実は来年ひょっとしたら最高裁裁判官になるかもしれない」という話をしてよいものかと迷いました。もしなければ「何だ、やっぱり先生だめだったのか」と言われてしまい、これでは形無しです。でも言わないと「先生、なぜこの事件を受けないんですか」と問われます。そこで、来年2月までに片づきそうな事件は受けましたが、少し複雑な事件は受けない、受けないけれども、断らないようにしていました。断ってしまうと、もし最高裁裁判官にならなかったときは仕事がなくなってしまいます。それは、そのときに事件を受ければいい……。

しかしそういうことをずっとやっていると、お客さんは変だなと気づくわけです。「どうしたんですか」と聞かれ、「いや実はこれこれこういうわけだ」と説明すると、「あ、先生、心配要らない。先生がなれるわけじゃないじゃないですか（笑）。だって先生は東大じゃないでしょう」と。最高裁裁判官は、ほとんどが東大、京大、中央大学で、一橋大学は初めてです（東京商大は松本正雄さんがいらっやいました）、私も一橋では誰もいないというのは知っていました。お客さんに「先生は、大学時代は学生運動で成績は可・不可ばかり、大学院にも行ってない、アメリカのロースクールも出ていない、大きな法律事務所でもないし、著名事件もやってない、お金もない、何もないじゃないですか。ほかに誰もいないから手を挙げただけでしょう、なれるわけがない」と言われ、「……それもそうだな」と我に帰り、ホッとしました（笑）。

ところが、私が任命されることになってしまったのです。これでは依頼者や顧問会社との関係で債務不履行になります。正当事由があるとは思いますが、説明し納得を戴かないといけないので、一人ひとりのお客さんに頭を下げて「実はこういうことで、最高裁判事になるつもりは全くなかったし、なれるとも思っていなかったが、たまたまなったので、ひとつお願いします」とお話ししました。そして受任していた事件は約30件ありましたので、受領済みの着手金の一部をお返し、続きを他の事務所をお願いするのですが、全部を一つの事務所に預けてお願いしてしまうとその事務所の負担が大きくなるので、3~4か所に分けながらお願いして回りました。依頼者一人ひとりを連れて回るので、たっぷり1か月はかかりました。

最後にやらなければならないのは事務所の片づけですが、これは40日間ではやはり難しい。事務所賃貸借の解約事前通知、内装の原状回復工事、保証金の返還請求、什器備品や蔵書の廃棄処分など有象無象の仕事がたくさんあり、就任してから5月の連休まで2か月もかかりました。その間夕方の5時までは最高裁の仕事をし、終わったら事務所に戻って1人で片付けをし、「保証金を返してください。このビルから最高裁裁判官が出たんだからお祝いじゃないですか」(笑)等といって保証金を少しでも多く返してもらう。その金で引越費用や事務員の退職金を払うわけです。今になってみれば笑い話で済みますが、正直いって、こんなに大変なら1人弁護士事務所のマチ弁が最高裁判所裁判官になんか、なるもんじゃない! と痛感しました。

IV 最高裁裁判官の就任が決まって

1 就任の記者会見

平成24年1月20日の閣議決定で正式に就任することに決まりました。最初にやることは司法記者クラブの記者会見の準備です。正式な記者会見の前にはリハーサルもやりました。これまでの例では、テレビや新聞に載る裁判官の発言は決まりきったものですが、私はこれではつまらないと思い、前任者より半歩前に入るつもりで少し工夫しました(半歩ではなく一歩前に入ると出る釘として打たれま

す)。例えば最近の出来事でうれしかったことという質問で、私は『ルーツ』(ROOTS)というアメリカの奴隷制度の歴史が延々と続くテレビドラマの話をしました。しばらく前にボストンに行ったら、厚い30周年エディション・バージョンの本が出ていたのでDVDとともに買いました。私がちょうど司法試験を受けているころだったか、もう少し前だったかに、毎週ハラハラしながら見たテレビドラマです。私は、今度の裁判官はアメリカの奴隷制度、人種差別反対に関心があるということを言いたかったんですが、司法記者からは「なーんだ」ということで終わってしまい、残念ながらそれはボツになってしまいました。

それからもう一つ、好きな言葉は何かという質問がありました。ほかの先輩はみんなどこかの四字熟語を持ってきていました。しかし私は自分の言葉で「ベテランも最初はビギナーだった」ということを言いました。みんな偉そうなことを言うけれども、本当はいきなり経験豊富な専門家になったわけではなく、最初はみんなよちよち歩きから始まっています。それを忘れて偉そうなことを言っているけれども、そうではありません。さらに、新しいことをやる瞬間は誰もがビギナーだし、最高裁では私は正真正銘のビギナーだからチャレンジする気持ちでやるんだという思いでした。これは採用されたみたいで、あちこちに出ています。……もちろん私はいまだにビギナーで、わからないことだらけですが、生涯にわたりビギナーの姿勢を持ち続けたいですね。

2 国民審査

国民審査についても思い出があります。国民審査には顔写真入りで裁判官のプロフィールが「公報」として各戸に配布されます。しかしほとんど読まれれないと言われます。投票は裁判官の名前が印刷されていて、そこに×をつけます。順番はくじで決めますが、一番目に×をして、あとはだんだんしなくなるから、最初が一番不利だと言われました。しかし私はくじ引きで1番にあたり、ラッキーだと思いました。今まで国民審査で×をやめた人はいないわけですから、×が多いか少ないかはどうでもいいのです。むしろ公報に何が書かれていて、それが国民にどう伝わるかのほうが重要だと思いました。参考に先輩の記事を見たらやはり不満を感じ、ここでも半歩前に入る気持ちで、私は市民感覚のある人が裁判官に

なったと思われるような切り口で書こうと思いました。

そこで、裁判を受ける権利というけれども、本当は市民に対して武器を持たずに戦えという制度ではないかという趣旨のことを書いたのです。というのも、国や大企業との訴訟では市民と相手の武器の差がとても大きいのは想像に難くないでしょう。国賠訴訟では市民側が1人か2人、弁護士も数人で、自費で裁判をやるけれども、相手は国や地方公共団体ですから、日本一の法律事務所（法務省や検察庁）があって、そこには優秀な検事（いわば国側の弁護士）がいっぱいいます。人数も検事約1800人、副検事を入れれば2700人を超えます。国税庁や警察などを入れるともっと多く、地方公共団体にも弁護士がいますので、国や地方公共団体が抱える専門家は圧倒的で、彼らが手弁当で仕事をやるわけがありませんから、もし国が負けそうなら必要な費用は税金が投入されます。そういう巨大組織を相手にするのが行政訴訟や国賠の事件ですから市民が勝つのは極めて難しい。大企業もこれと同じで研究所や法務部門がある、アメリカの弁護士も入っている、そんな相手と戦っているわけですから、消費者や従業員の勝算は殆どありません。そういう気持ちがあったので、市民に対して武器を持たずに戦えと言っているのに近いのではないかと、ここで裁判官がちょっと待て！ と言うべきではないかと考えての言葉でした。

そうしたら、総選挙後、この公報を見た人から、「これまで公報は期待していなかったけれども、あなたの記事が読んで一番おもしろかった。頑張ってください」という手紙をいただきました。私が市民に対して挨拶がわりに書いた原稿を熱心に読んでくれた人がいたのです。

3 最高裁判所のホームページ

最高裁のホームページには「どんな事件も重装備で向かう」というエピソードを掲載しました。若い弁護士から「先生はどんな事件でも重装備で向かっていくが、事件によっては重装備が必要なこともあるが、小さな事件ではそこまでしなくともよいのではないかと」言われたので、事件が大きいのか小さいかは現場に行ってみないと分からない、事件の大小は結果であって、初めから大きな事件、小さな事件とラベルが貼ってあるわけではないという話です。ここでは、消防士に

例えて、火事の第一報で現場に駆けつけるとき、これはボヤだ、これは大火事だという判断（予断）で身支度・装備を適当に変えて行くことはしない。常に重装備で（well prepared）立ち向かうという姿勢を弁護士の心構えにあてはめたのですが、評判が良かったのでホッとしました。

また、印象に残った本を載せました。山本周五郎の『赤ひげ診療譚』、ヘルマン・ヘッセの『シッダールタ』は、すでにお話ししました。ジェローム・フランクの『裁かれる裁判所』¹⁰⁾、ボーヴォワールの『第二の性』¹¹⁾、いずれも私にとって特別なメッセージが込められています。

ある弁護士が、ジェローム・フランクを読んでいるという記事を見て「あなたは、本当は結構ラディカルだったんだね」と言われたことがあります。そういう時代になってしまったのかなと思います。私は、これ（旧版）を卒論「法律学懷疑論」のために読みました。一般には法律を解釈してそれに事実を当てはめて結論を出すといわれているがそれが本当なのか、それでは法律を技術（テクニク）でやっているだけではないのか、そうだとすると裁判は誰がやっても同じになるのではないかという疑問が書かれています。そうではなく、事件は最初に直感というか、経験的な価値判断、人格的判断があって、それを正当化するための理屈が後からついてくるんだということをこの本から学びました。それから50年後、最高裁に来てから、やはりそのとおりだと思いました。法律の勉強というのは、条文解釈も重要だけれどもそれだけではダメだというのがこの本のメッセージです。

次にボーヴォワールの『第二の性』についてです。今年6月ごろにビートルズ来日50周年という記事が新聞に載りましたが、50年前（1966年）にビートルズが日本に来たのと同じ年の9月に、ボーヴォワールとサルトルも日本に来ています。そして慶応大学で講演をしたのですが、慶応大学の学生が講堂に入り切れないうぐらいのすごいフィーバーになったと言われています。ボーヴォワールの『第

10) ジェローム・フランク（古賀正義訳）『裁かれる裁判所』（新装版）（上下）弘文堂、昭和45年。

11) ボーヴォワール（『第二の性』を原文で読み直す会訳）『決定版第二の性－I 事実と神話－』新潮文庫平成13年

二の性』の中には「人は女に生まれえない。女になるのだ」と書かれています。男女の差は社会の意識とか教育が植えつけたもので、男社会がこういう差別のある社会をつくっているというものです。これを大学2年生(1966年)のときに読んだときに、これは凄い本だなァと思いました。この本を紹介してくれたのは、当時のガールフレンドでした。彼女から「あんたはいろいろ言うけど、こういう本を読まなきゃだめよ」とぼんと渡された新潮社の文庫本(旧版)、そしてこれが、50年たって担当した夫婦別姓訴訟や再婚禁止訴訟の大法廷判決で、生きてきたのです。

4 認証式

閣議決定の40日後の3月1日が認証式と決まりました。認証式では天皇陛下から証書をもらうのですが、それにはモーニング・コートが必要で、靴底も総皮の革靴を履くとか、いろいろなドレスコードがあるとのことでした。私は、そんな立派なものを持ってないので困ってしまい、最高裁に「それって支度金はないんです」かと伺ったら、「最高裁裁判官になろうしているのに支度金をくれという人は初めてです」と言われました(笑)。仕方ないので、かつての教え子(司法修習生)にお願いして、申し訳ないけど金がないのでプレゼントしてくれないかと頼みました(笑)。実は今日付けているこのネクタイピンも、認証式ではパールをつけるべきというので、彼らにお願いして買ってもらったものです(笑)。靴やモーニングはクレジット・カード(笑)で買いました。認証式の日、法律事務所の片付け作業を早めに切り上げて、指定されたとおりの身支度をして皇居に行きましたが、天皇陛下は心臓手術直後でしたから、私の認証式は皇太子殿下によって行われました。定められた方式から逸脱しながらも、それでも何とか無事に済みました。

5 歓迎会と送別会

皇居での認証式が終わると、最高裁判所で私の歓迎会がありました。最高裁で一番のレセプションルームにフランス料理を並べて、「最後の晩餐」ではありませんが(笑)、中央に長官がいて、ほかの裁判官がこうずらっと並んでいるわけ

です。竹崎長官が「おめでとう。今日から君は僕らの仲間で、一緒に仕事しましょう」という趣旨の話をされました。14人の裁判官の中には何人かの知り合いはいましたが、私は緊張しっ放しでした。そのとき近くにいた裁判官に「新聞にマチ弁って書いてあったけど、本当か」と言われたのです。何でかという、私は結構派手に見えるので、これでマチ弁と言っても、誰も信用しないわけです。今日の服装なんかちょっと派手っぽいですが、実はこの胸のホワイトもワイシャツの切れ端なんです（笑）。こんな調子でやっているのに、みんな知らないから、マチ弁であることを証明しろというのです。証明をせよと言われても困ります。そこで、考えて、マチ弁ならではの収入の分布を説明しました。マチ弁であることの特徴は7割の個人の依頼者から頂くお金が3割で、3割の中小企業から頂くお金が7割になる（同じ事件でも個人の事件は企業の約4分の1の単価になる）、そういう収入分布の話をしたら私がマチ弁であったことを納得してくれたようです。

さて、4年半の仕事の様子については、後でまとめて話すとして、今度は、退官直前送別会の話です。寺田長官の「山浦さんは何年やって、大法廷はあれをやりこれをやり、歴史に貢献し大変な重責を果たされて退官となり、おめでとうございます」という話の後で、近くに座っていた裁判官が「こういう弁護士が裁判所でも必要な時代が来たんだよね」と言いました。私は空気を読まないというか、勝手なことを言っていて、今までと全然違ったタイプの裁判官でしたので「こういう弁護士」と言われたわけです。当時の最高裁に来る弁護士は大物、エリート、成功した弁護士が最後にもう1階上に昇るというイメージだったのですが、私の場合はマチ弁を長くやっていただけで、先程述べたようにあの夜、偶然電話が来たので、「誰もいないのなら、やってみよう」ということで最高裁裁判官になったようなわけで、従来の弁護士とは違った人が来たというニュアンスです（もっとも最近では、それぞれ個性のある人が最高裁の判事になるようになっていて、昔のように、最後に上り詰めたということではありません。）。

V 最高裁判所での仕事

1 持ち回り事件

さて、この4年4か月間の最高裁での仕事の概要ですが、私の所属する第一小法廷ではこの期間に全部でほぼ1万4000件の事件をやったので、年間平均3500件（最高裁全体では3つの小法廷の合計でその3倍）になります。1か月平均350件、1日平均18件で、1件当たりわずか24分。毎朝、平均18件の書類が机の上に山積みされ、それを1日か2日のうちに判断して隣の部屋に持っていくと、次の日は別の部屋から新しい事件が18件回ってきますので、それを読んで1日か2日のうちに判断します。このように持ち回りを繰り返します。中にはほとんど論点がないものもあり、それは数分で判断できますから、あくまで平均すると大体このような時間がかかるということです。

これだけ事件があるので一人だけではできっこありません。このやり方が良いか悪いかといえば、良いわけではないのですが、書類がたまってしまうと事件がストップしてしまいますので、スピード感とメリハリをつけてやらざるを得ません。

どのようにしてメリハリをつけるかが問題ですが、最高裁判所調査官が重要な役割を果たします。調査官は概ね民事20人、刑事・行政各10人（合計40人）という布陣で、年間約1万4000件を40人で手分けして担当します。事件ごとに担当の調査官1人が決まり（裁判官1人に調査官1人が専属で付くのではない）、担当調査官は事件記録が高裁から送られて来てから1~2か月で主張や証拠の全部をチェックします。調査官は記録を調べ、調査結果を報告書にまとめるほか、持ち回りで判断してもさし支えない事件（持ち回り事件）か、5人の裁判官が評議をして棄却や破棄の判断すべき事件（審議事件）かに区分します。

2 調査官はどういう人か

では調査官はどういう人になるかですが、調査官の多くは裁判官20年のキャリアがあります。私が司法研修所の教官をやったのは49期から52期ですが、当時の司法修習生が調査官になっていました。20年たつと彼らもすぐ立派になっており、「裁判官、お考えがちょっと違ってきます」と指導（笑）してもら

ことも結構ありました。担当事件の高裁の裁判長が調査官の司法修習時代の教官であるというケースもありますが間違いは間違いで、判決に間違いがあれば直す、破棄するという意見を述べる、いわば腕の覚えがある人たちの集まりです。私たちは彼らと一緒に仕事をしなくて仕事ができないわけで、彼らとは常に競い合うような関係又は自由に意見を言い合える関係、しかもとても濃密な関係をもちながら仕事をしてきました。

私は調査官と少し意見が異なる事件があり、判断に迷いましたので隣の部屋に回さず、その事件を数か月ほどストップして検討したことがありました。調査官は原判決に問題ないと言うけれども、私は違和感をもったのです。しかし数か月も抱えてしまうと、ほかの事件がどんどんたまってしまいます。調査官は心配し、私に「ご自身で図書館に行って調べているようですが、私が裁判官の手足となって調査するのが役目ですから、私に申し付けてください」と言われてしまいました。裁判官は毎日やらなければならない事件が次から次へと来るので、ひとつの事件だけやるというのは、ほかの事件が遅れてしまい、関係者に迷惑が掛かるということです。結局、その事件は、私の考え方が違っていたということで落ち着きましたが、その間、ほかの裁判官は、山浦さんの部屋で滞留してしまって困ったわねというぐらいの感じで、それを頭ごなしに否定するようなことは絶対しません。裁判官は自分で納得するまで調べる・考えるというのは、責任ある仕事をやるためには当然です。しかしよくよく考えれば、ほかにも重要な事件がたくさんあるわけで、全体から見た日本の司法制度から考えるとやはり困るわけです。やはり限られた時間で、これだけの事件を判断するにはチームメイトを信頼して、協力し、助け合いながらやっていくことが重要です。

3 審議事件

調査官が事件を調査し、仕分けをして、重要な論点がある事件、破棄すべきと思われる事件などについては持ち回り事件ではなく審議事件としてとりくみます。また初めは持ち回り事件と分類された事件でも、裁判官が持ち回りで審議しているときに誰か1人の裁判官が原審の結論に違和感をもった事件は慎重を期し審議事件に変更します（その結果、原審の裁判が破棄され、関係者が救済された事件

もあります……これは年間3000件余りの中から1~2件を見付けるわけですから「砂のなから砂金を探す」ような仕事だということもあります)。審議事件は年間で150件ぐらいでした(3つの小法廷合計ではこの3倍)。審議事件は約2か月をかけて、5人の裁判官が予め配布された調査官報告書と事件記録(ナマ記録)を独自に検討してから評議室に集まって評議をします。評議がまとまると、その結果に従って判決を起案し、口頭弁論期日を指定するなどの手続に進みます。評議において、意見が分かれた場合でも「さあどうしようか」ぐらいの感じで、あわてたり、それを頭ごなしに否定し直ちに多数決をするというようなことは絶対しません。それぞれが各自、納得するまで調べ、審議を尽くすというのは、責任ある仕事をやるためには当然で、続行をして意見を交わします。互いに意見を述べあうとき、昨日の自分の意見にもこだわらない(自分の意見からも自由になる)ので、それを「乗り降り自由」などと言っています。こういう「自由」が許されるのは、普段から、裁判官仲間(調査官も含まれる)の間に信頼関係が築かれているからです(法律家にとって重要な資質の一つに仲間から好かれること=プロとして互いに敬意をもって対話ができることが必要で、これがないと上質な裁判はできません)。そうやっても意見が一致しない場合にはじめて多数決で決めて、それぞれ法廷意見(多数意見)と反対意見(まれに補足意見)を起案します。

4 大法廷事件~判例変更と憲法訴訟~

全ての事件は3つの小法廷に機械的に配分されますが、その小法廷で憲法訴訟や判例変更の必要があると判断した場合は大法廷に回付されます。大法廷事件は長官が裁判長になり、審議は15人の裁判官が大法廷審議室に集まって行います。最高裁判所のホームページによると、今日午後2時から普通預金と遺産分割に関する事件の口頭弁論が大法廷で開かれることになっています。この事件は、最初、一小に回ってきました。誰が裁判長になるかも機械的なのですが、たまたま私になりました。審議の結果、大法廷に回付すべきとの結論になり、その後私が退官した後に大法廷での審議がなされ、今日の口頭弁論期日を迎えたわけです。

5 論破するのではなく味方につける

大法廷でも小法廷でも同じですが、意見が分かれたとき、とくに少数派に属する裁判官は自分の考えを説明し、自分の意見を支持する裁判官が増えるように尽力します。多数決で決まるという原則は、裁判の原則ですから、私は、そういう場合には、相手を論破しようとするのではなく、自分の考え方をほかの裁判官に説明して理解をしてもらう（味方になってもらう）ように努力しました。1人でも多く自分の側に引っ張ってくるわけですが、いちどに大勢の裁判官を説得するのが難しい場合には、まず誰に相談するかを考えます（いわばキーパーソン、別の言い方をすればターゲットとなる人を探すことです）（笑）。

もともと、民事事件も刑事事件も裁判というのは、最終的には国家権力を自分の側につけるとい制度です。弁護士それ自身に特別な力があるわけではないんです。あくまでも国家権力（公証力、差押え・逮捕または保釈などの強制力、不可変更力など）を自分の側につけるための要件（要件事実）を理解して、それを旨く作動させる資格と能力があるだけです。それが裁判ですから、裁判に勝つということは、裁判官が自分の側の言い分を認めるということで、そのためには裁判官が自分の「味方」になってもらうことが必要です。

これは地方裁判所での民事裁判の話なのですが、よく弁護士が法廷に行って戦ってくるなんていいますがあれは嘘です（笑）。裁判官と戦っていたのでは必ず負けます。法廷に行ったら戦うのではなく、味方にしてくるんです。地方裁判所では原告の弁護士と被告の弁護士がいて、裁判官は真ん中にいます。例えば、裁判というものが3人の旅行だと思ってください。最初はうまくいっても、行き先や食事などで揉めた経験があるでしょう。裁判もそれと同じで、原告と被告が仲良くなれば裁判にはならず和解で終わりますが、判決をするなら、裁判官は必ずどちらかを勝たせなければいけません。ですから裁判では原告・被告のどちらが裁判官を味方にとるかではぐ決まります。裁判というのはそれだけのことなのです。法廷で裁判官が釈明や示唆をしてくれます。もう少し良い構成（請求原因）にできませんか、こう構成すればいい解決ができるのではないだろうかという釈明です（優秀な弁護士はその意図をきちっと受けとめることができます）。3人組の旅行で、原告と被告で、肉料理か魚料理かでもめたとき、裁判官が「昨日

はお肉を食べたから今日はお魚にしましょうか」と言ったときに、相手方が「いや、僕は今日も肉を食べたい」と言い張ったら「そうですか、では、あなたご勝手に、私達は2人でまた仲良くやりましょう」となり、こちらが勝つわけです。

裁判官は、単なる機械ではありませんから、この事件はどちらの方の筋が良いかにとどまらず、どちらが信頼できる弁護士なのか、どちらの当事者が汗をかいているのか……と、いろいろなことを考えています。そうであれば、優秀な弁護士は、裁判官の関心に応えるように（自分の仲間にするように）事実関係を丁寧に調べ、誠実に法廷ルールを守り、コミュニケーション能力を発揮し、裁判官に分かり易く説明し、裁判官が言っていることが分からなかったら素直に質問をしてその意図を正確に把握する、そしてそれを依頼者に伝える、こうした基本的な訴訟活動をして、国家権力を自分の側につけるわけです。法廷には遅刻をせず、弁論準備期日に裁判官に会ったらちゃんと挨拶をし、できれば、ひとこと言葉を添えます。例えば「前回の弁論準備期日で指摘してもらったおかげで大切なことに気付きました」、「裁判官に指摘されたあの判例（判例評釈）は参考になりました」などです。自分の意見を前向きに役立てていることを知って悪い気分になる人はおりません。これはおべんちゃらを言うのとはまったく違います。互いに法に仕えるプロとして、良い仕事をするという共通の理解、互いに尊敬し合う関係から自然に出てくる言葉です。だから裁判官の示唆が十分に理解できない場合には、曖昧にせず、きちっと質問をし説明してもらうことが重要です。釈明の趣旨が分からないまま同じ主張を繰り返すと、裁判官を味方にするのは難しいでしょう。ましてや自分の意見に固執し反論をするだけだと響きを買わないでしょう（相手はオウンゴールを期待します）。分からない点は素直に質問をするという姿勢それ自体が裁判官を味方につけることにつながります。教えを乞うということは生きていくためにとっても大事なことです。「釈明の趣旨をもう少し詳しく説明してください」といわれて「嫌だ」という裁判官はおりません。「教えて」「こういう趣旨でしょうか」と言えば、相手は「なに？」と応えます。だからどんな場合でも「教えて」が基本です。「教えて」と言って自分の意見を裁判官に伝えて、味方にするのです（笑）。これは、地方裁判所だけではなく、裁判の基本原理ですから、最高裁判所でのコ

コミュニケーションにも当てはまります。

6 反対意見

私は、最高裁の判決＝国家の最終的判断は5人のチーム・プレーによる判断にこそ価値があると考えていたので、できるだけまとめる方向で努力をし、反対意見は核心的（確信的）な反対（ここは絶対に譲れないという意見）の場合だけにした。私が反対意見を述べたのは3件だけです。そのうち2件¹²⁾が夫婦別姓と再婚禁止の事件です。この2つの判決を読んだ方は気づいたと思いますが、違憲と合憲、それぞれの裁判官の判断は単なる法理論の違いではなく、その裁判官の生い立ちなどから形成された人生観、価値観やパーソナリティの避けられない偏りが影響していると思います。そしてそれらの影響を受けていることは、裁判官自身が気付くと否とに拘わらないということです（偏りのない人はこの世に存在しないから偏りそれ自体が問題ではなく、問題はそれを自覚しているかであろう）。これは『裁かれる裁判所』に書かれていた分析、私の卒論「法律学懐疑論」も同じような考え方ですが、この判決にもはっきり現れており、人生観などに基づく判断のあとに法律が理論武装の手段として使われていると思います。

次に、反対意見を述べた3つめの判決は、馴れ合い裁判に対する第三者からの再審請求の可否という事件¹³⁾ですが、これはその前年の再審を認めた第三者の再審請求事件¹⁴⁾と比べると面白い事件ですが、今日はその指摘だけにしておきます。

7 判決とその言い渡し

最高裁は、地裁や高裁と違って、釈明はほとんどしません。最高裁は法律審ですから、高裁で確定した事実関係を前提として理論的な問題を検討するだけです。最高裁全体で判決まで行く事件は年間で200件弱ぐらいでしょうか、それは、

12) 最高裁判所（大法廷）平成27年12月16日判決民集69巻8号24274頁、同2586頁

13) 最高裁判所（一小）平成26年7月10日決定（再審否定）判時2237号42頁、判タ1407号62頁

14) 最高裁判所（一小）平成25年11月21日決定（再審肯定）民集67巻8号1686頁

例えば1月に事件記録を検討し始め、3月に調査官報告書ができ、5月に評議をし、おおよその方向を決めて、7月頃に口頭弁論を開き、9月に確定的な結論を出して判決書を作成し、10月に判決を言い渡す……これが大まかな流れです。難しい事件は、調査や評議に3か月から5か月ぐらいかかることもあります。

判決文は分かりにくいという批判があり、ある意味ではあたっていますが、これ以上分かり易い判決文にすることは難しいと思います。事件の事実関係、判決の根拠などを正確に表現するにはこういう形になってしまいます。法理判決と事例判決とを区別するほか、とくに事実関係や法の解釈や適用をできるだけ限定し、後日あるかも知れない同様の事件に対する不必要な影響を与えないために判決の射程を小さくする工夫をするという実践的な配慮もあり、弁護士や研究者・ロースクールの学生が判決を読むとき、その判決の射程や立ち位置を正確に読みとることが重要です。

さて、判決の言い渡しですが、刑事は、民事と異なり主文だけいうということはありません。しかし、民事は、これまでは判決の主文だけ読んでさっと閉廷する、30秒で裁判は終わりという状況でした。当事者もよく分からない場合もあり、判決内容の全部を正解に知りたい当事者は書記官が判決書正本を用意していますから直ぐにもらえますのでそれを読めばいいということでした。それでは弁護士は良いかも知れないが、当事者や法廷傍聴人に対して配慮不足なのではないかということで、民事事件でも最近は法廷で口頭での説明をする事件がふえてきました。

VI 日本の将来の裁判

1 欧州人権裁判所で刺激を受けて

私が欧州人権裁判所に行ったときに気づいたことがあります。ある事件¹⁵⁾の

15) 短期滞在ビザ失効後、滞在許可が与えられなかった女性が原告となってオランダ国を訴えた事件で、2013(平成25)年11月13日大法廷が開かれ、2014(平成26)年10月3日、14対3の多数意見で原告勝訴の判決となった(<http://njb.nl/Uploads/2014/11/blg-403779.pdf>)。

大法廷の弁論を傍聴しました。約1時間半の弁論があり17人の裁判官の前で、最初に原告、次に被告オランダ国の弁護士がそれぞれ弁論をし、10分ぐらい休憩があって、複数の裁判官からの質問が20分ぐらい続き、とても活発な議論がなされました。大法廷での様子を全部ビデオに撮り、30分後にはノーカットでインターネットで世界中に放映されました。言葉も英語、フランス語、そして原告の母国語の3か国語です。私たちは傍聴席でヘッドフォンを使って聞きました。その日に弁論は終結され、1年後に請求認容（オランダ国の敗訴）の判決が出ました。私は帰国してから自宅でインターネットを見たら、まだビデオが視聴可能になっており、傍聴席の最善列で私がぼけっとして傍聴している場面もビデオに残っていました（笑）。

欧州人権裁判所の裁判官に聞いたら、こんなことをおっしゃっていました。「私たちはみな、EU加盟国から選ばれているけれども、国が被告で、国ばかり負けてしまう。ある国から来た裁判官が、自分は母国では法律学者で、憲法裁判所にも関与したことがあるが、国に帰るとあなたは自分の国を負けさせたということで政府から仕事がもらえなくなるかもしれない（笑……いや笑いごとではありません）。しかし、それでも頑張っています。それぞれ出身は違えど、一番大事なのはヨーロッパ全体であり、EUの市民が人権裁判所に期待しています。だからどんな判決を書いたかも重要だけれども、何をやっているかを見せる必要がある。それを見てもらえれば、自分の国の裁判がおかしいと思ったら人権裁判所に訴えることができる。そういう意味で、私たちは一人ひとりのEU市民の信頼があるからこそこの仕事ができる」というのです。私は日本の裁判所が市民の信頼を失ったらどうなるんだろうなと不安を感じながら帰国しました。

2 夏休み子供見学会

市民に開かれた裁判所にするために実施している工夫の一つとして、夏休み子ども見学会の話をします。各地の裁判所でも同じ企画をやっていますが、最高裁でも見学会をやっています。かつては最高裁の裁判官自身が小学生相手にやってみようがないという意見で、若い裁判官を中心にしていたのですが、寺田長官になってから、せっかく子どもたちが来たんだったら裁判官も一緒に出てやった

ほうがいいということになり、最高裁の裁判官が参加してやるようになりました。むかし、クリントン大統領が高校生のころにホワイトハウス見学に行つて、ケネディ大統領に会つて写真を撮つたとき「大きくなつたらここで働きたいな」と思つたそうです。そしてその後クリントン大統領が誕生するわけですから、そのことが彼の人生に大きな影響を与えたと思います。私も、夏休みに小学生が最高裁に来て、裁判官と実際に話をしたとなれば、若い人達にとって（ケネディとまではいわないが）多少プラスになるかもしれないなと思つました。長官が、誰に出てもらおうかと質問したとき、私だったら失敗してもへこたれないから「それだったら私が……」といつて手を挙げました（いつも半歩前に出るというのが私の生き方です）。私はもともとマチ弁で失敗なんて平気です。間違えたらすぐ謝る（笑）。子供に対しても当然謝ります。そしてテレビも入ると言われました。「え！ テレビも入るの、それはまずいな」（笑）と思つましたが、逆に、テレビも入るんだつたら、やろうじゃないかという気持ちにもなれました。

(1) 安保法制は憲法違反か

小学校5年生ぐらいの子供ですから、いろいろな質問があります。今年（平成27年）の安保法制は憲法違反ですかとかね（笑）。私は「それは、いま勉強している最中だから、君たちもこれから勉強してね。これは大法廷には1年後か2年後に来ると思うけど、いまは舞台裏で練習しているところで、大事な事件だから、幕が上がつて、一番の晴れ舞台にいるところを見てよ。そのときに山浦という名前を覚えておいて」と説明しました。後で気付いたのですが、そのころには私は退官しているから、もういないわけですが……（笑）。

こういう質問がきたとき、普通、役人は何て言うと思いますか。「そういうことは立場上申し上げられません」とか「差し控えさせていただきます」とか言うでしょう。子供にそんなことを言つたら、がっかりして、もう来るものかと思うでしょう。子供がせっかく関心を持って裁判所に来てくれているのに、それではだめです。

(2) 裁判官にとって一番大事なことは何か

次の質問は、裁判官や弁護士といった法律家にとって一番大事なことは何ですかということでした。ここでも、役人的に言えば「公平」だとか「論理的」だと

か言うと思いますが、子どもたちは、そんなことを聞きに来たわけではありません。テレビカメラも回っていますが、子供の質問は突然出てきて、内容も予測不能です。安保のほうは答えを用意しておいたけれども、この答えは用意していませんでした。皆さんならどう答えるでしょうか。私は、「刑事裁判であれば被告人、民事であれば当事者が本当に困って裁判所に来たんだから、その人を何とかして助けてあげよう、そういう気持ちが大切で、そういう気持ちがあればすぐ裁判官になれます、困っている人を助けるために私達がいるんです」というような説明をしたら、子供も納得したみたいで、翌朝の新聞やテレビ放映では、私のこの説明には非常に好意的でした（笑）。

ことごとく左様で、これからの裁判所は、良いことをやっていけばいいのだという姿勢ではなくて、それをどう伝えていくか、そのあたりにも関心を払うべきだと思います。

Ⅶ 最後のスピーチ～最高裁判事は良かったかそれとも後悔か～

1 49% 満足した理由は……

私は平成28年6月に退官なので、裁判所内のある会合で、私が最後のスピーチをすることになりました。演題は、最高裁の4年間について、いろいろ反省して「51% 後悔し、49% は良かった」というものです。

まず、49% 良かったことの根拠は何か。最高裁判所ではマチ弁の弁護士事務所と違って、事務員の給料や家賃の心配もありません（笑）。事件の勝ち負け、依頼者に対する営業なども一切考えずに済みます。心に入り込む雑音は一切なく、全力で仕事に打ち込めました。しかも常に良質の裁判をするため、一小の5人の裁判官、更には調査官も含め、常に協力し合って議論できた。個人的にも、これほど幅広く勉強ができた機会は過去に一度もなかった。民事刑事だけではなく、特許事件、税金訴訟など全ての事件に関与し、しかも調査官報告書が全部の事件についており、関連する判例にも全部コメントがついている。資料も全部ついている。法理論は言うに及ばず、互いの人生観やものの見方まで理解し合ったと感じている。このように最高に恵まれた執務環境で仕事をし、全ての事件について、

国家の判断として、その時点における最善の判断をすることができたと自負している、だから49%までは評価することができる。

2 51% 後悔した理由は～最高裁ではお金の臭いが分からない～

しかし、最高裁に来て一番感じた問題点は、事件の当事者と会っても話をしない、法廷に来て話をしない、弁論を聞いても「ああ、そうですね」などと感情を顔に出してはいけないから黙って下を向いているという最悪の状態でした。お通夜かお葬式か、教会でミサをやっているのか、よくわからない感じです（笑）。本当は最高裁判所に来る人はもっともっと裁判官と話をしたい、直接顔を見て何かを訴えたいのではないかと、しかし残念ながらここでは、それができない……。

そんなことを大学時代のゼミの友人に話をしたら「山浦、おまえ、なにを勉強していたの、最高裁は法律審だぜ、知らなかったか」と言われて、そう言われればそうだなとも思います。法律審ということは当事者と会わなくても判断できるという趣旨なのですね。私は「だったら、同じ裁判官になるなら高裁とか地裁のほうがよかったな」といいました。地裁や高裁だったら判決だけではなく、当事者に声をかけて悩みごとから救済するというか、理屈では勝てない事件でも裁判官の一言で対立が解消する例は幾らでもあると感じていたからです。

弁護士のときは、日曜日の朝早く、依頼者から自宅に電話が来ることもあるんです。依頼者は昨夜は不安で眠れなかったのだらうと考えると、丁寧に対応するのが弁護士であり、それだけでも依頼者はほっとします。これは無医村の医師が真夜中にスクーターに乗って往診に行くのと同じ感覚だと思います。事件当事者が最高裁まで訴訟を続けることは、精神的にも経済的にも相当な困難を伴うものであるかを、マチ弁として知っているから、私は法廷で当事者本人が弁論する姿はある意味では痛々しいと感ずるときもあったし、ここまで戦ってきたことに心から敬意を表し、労いの言葉をかけたくなるときもありました。

そしてここが一番大切なことなのですが、たしかに、弁護士はカスミを食べるわけではありません。依頼者が支払ってくれる貴重なお金で生活を支えます。家族だけではなく事務員の生活も支えなければなりません（もっとも「赤ひげ」はある大名に対して50両もの診療報酬を請求しますが、それは決して自分のもの

にするためではないことを忘れてはなりません)。弁護士は、依頼者からの支払い以外には収入はありませんから、依頼者からの支払いが少なかったり、遅れたりしたときは、弁護士は個人の貯金を取り崩して事務所に仕送り(?)をしなければならぬこともあります(ここではシッターのいう「断食」を思い出してください)。依頼者は、事件に巻き込まれ大変なときに裁判をするのですから、生活費を切り詰め、希には子どもの小遣いを減らしてその金を集めて弁護士費用を工面しているかも知れません。その依頼者は、辛い悩みごとを抱えているにも拘わらず、自分のために仕事をしてくれる「お気の毒な」弁護士、或いは、何処へでも往診に駆けつけてくれる医師に対してこそ、なけなしの財産の中から感謝の気持ちを示す。それを報酬として戴く資格があるのは、プロフェッションだけです。依頼者のビジネスが成功したからその利益の中から「分け前」を貰うのではありません。このように依頼者がしっかり握りしめて持ってきた大切なお金には、依頼者の汗と涙がしみこんでいるんです。だから、受け取ったお金には依頼者の「生活の臭いがしみ込んでいる」ということを忘れてしまうようではプロとしては失格です。

ところが、私は最高裁判所に来て4年4か月もすると、いちばん大事なその嗅覚が鈍くなってきた、或いは生活感を失ってきたことに気がきました。毎日黒塗りの車で往復していると自分が偉くなったような気になります。しかし偉いのはそのポストであって、私が偉くなったわけではありません。近頃、事件の当事者の悩みや不安を感じ取ることができなくなったように感じているので、やはり後悔の方が多く、それが51%の後悔になってしまうのです。

3 良かったが51%に変わった瞬間

ところがつい最近になって少し事情が変わりました。それは、ある市民の会合でスピーチをしたとき、聴衆の中にいた方が、スピーチ終了後に私のところにきて、「私は、昔はもう徹底して裁判官を嫌っていました。地裁と高裁で負けたんです。被害を受けた側が悪者みたいで、裁判所には、もうほとんど希望はもっていませんでした。最後の望みと思って上告したのです。最高裁でも和解による解決があるのですね、もう数年前になります。裁判官が和解の席で、私の気

持ちを理解している旨の心のこもった説明があり、丁寧に当事者間の感情的な行き違いまで調整をして円満に解決できました。ですから最高裁の裁判官に本当に感謝しています。」というのです。高裁では勝ち負けの話しばかりで、人の心に優しく触れるような発言がなかったようです。最高裁判所の裁判官が、思いやりのある言葉をかけたことでその人の心の中で事件が本当に終わったという趣旨でした。「最高裁判事って冷たい人ばかりだと思っていたら、とんでもない。心から感謝しています」といって私にお辞儀をしたのです。別に私が担当裁判官だったわけではありません。その話を聞いた瞬間に51%の後悔が49%の後悔に変わったのです。やはり裁判は人の営みなのです。また弁護士をやる勇気が沸いてきました。

裁判には光と影の部分があります。しかし影の部分でもがいている人、苦しんでいる人たちがいても、上に立つ人はなかなか気づきません。法律家には悪い癖があって、法理論で解決すれば事件が全部解決するという錯覚に陥ることが多いのです。理論だけで解決するわけではありません。……この2%の変化は私の人生にとっても大切なものになりました。

Ⅷ 最後に 法の巷の優良タクシー運転手について

時間がなくなりましたので、私の弁護士としての、これからの生き方について少しお話しをして終わりにします。さきほどのように、私は、徐々に昇って行き最高裁判所裁判官に昇り詰めて目標を達したというわけではありません。どちらかと言えば、出向先で人手が足りないから本社から出向先に応援に行ったに過ぎないのです(笑)。そして出向先での仕事が一段落ついたので本社に戻るようになったわけです。巷間、最高裁裁判官は、退官後は具体的な裁判実務をしないという暗黙のルールがあるやに聞いていますが、それは裁判官が40年以上もかけて昇り詰めた場合をいうのであって、私が本社(マチ弁)に戻った場合は違うと思います。本社ではまた仕事をするというのが普通でしょう。本社(マチ弁)と出向先と比較してみると、最高裁判所裁判官は、新幹線の運転手のようなものです。新幹線はスピードがあり時刻の正確性は折り紙付きだが、その運転手の仕事はポ

タンを押すだけしか自由がないように思います。そこにいくとタクシーの運転手は、いつ客が来るか分からない、どこに行くかも乗せた客のご要望次第、銀座や大手町にも行くが、錦糸町や池袋にも、山奥でも田舎の温泉街でもどこにでも行く。どんな悪路でも悪天候でも、お客さまの安全を守りながら、きちっと目的を遂行する。タクシー運転手は弁護士の仕事とまったく同じだと思います。そういう意味で、私は、裁判官の仕事もいいけど、やはり弁護士の仕事の方がずっと面白いと思います。だから、これからも働ける間は「法の巷の優良タクシー運転手」として、仕事を続けたいと思っています。

追記

ロースクールでの講義と同じように私の不手際で時間切れになってしまいました。皆さんのお手もとに配布した資料には、今日お話しできなかった部分も記述してありますので、お読みいただいて、補充してください。とくに「プロフェッションの生き方」と「民事訴訟を極める」という部分は重要な部分なのですが、今日は触れられませんでしたので、これは次の機会があれば、そのときにお話ししたいと思います。

この講演後や懇親会場でも更にはメールでも大勢の方から質問や意見を頂戴しました。重要な指摘や深刻な質問もあったのですが、全部お答えできませんでした。私は、まだ法の巷のタクシー運転手として市内を走り回っていますから、近いうちにまたお話しできる日があると思いますので、楽しみにしています。

最後になりましたが、今回の企画については滝沢昌彦教授、小粥太郎教授、平沼智恵事務長そして、講演録をまとめた法科大学院生の丸田郁美さん、そのほか日頃から法曹養成教育にご尽力されている大勢の方々のお世話になりました。心からお礼を申し上げます。

なお、今回の講演では「法の巷の優良タクシー運転手として」という演題で行いましたが、一橋法学に掲載するにあたり、講義全体の内容を表現するため頭書のとおり変更しました。